

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等 (国税15)(所得税:外 法人税:義) (地方税17)(個人住民税:外 法人住民税:義 事業税:義)
2	要望の内容	企業が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却について、適用期限を1年間延長するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を拡充する。 また、時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置を講じる。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 雇用均等政策課 労働基準局 労働条件政策課
4	評価実施時期	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 平成23年4月1日から平成25年3月31日
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 平成23年度創設
6	適用又は延長期間	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した場合に、当該企業が一定年度内に取得した減価償却資産に認められた割増償却の延長期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日 ・次世代育成支援対策推進法に基づき仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の適用期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日
7	必要性等	政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 企業における働き続けながら子育てしやすい環境を整備するためには、次世代法に基づく認定マーク「くるみん」の普及啓発を進め、「くるみん」取得企業を増加させることが有効である。その手法として税制優遇措置による経済的なインセンティブを付与し、「くるみん」の取得を促すことにより、女性の活躍を一層促進する。

			〔政策目的の根拠〕 〔仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置〕 ・経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 3. 教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化 (2) 女性の力の最大限の発揮 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与…を進める。 ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~ 2. 雇用制度改革・人材力の強化 女性の活躍推進 女性の活躍推進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等 ・企業への助成金制度や税制上の措置の活用等による支援等の充実…を進める。 ・我が国の若者・女性の活躍推進のための提言(平成25年5月19日若者・女性活躍推進フォーラム) ・女性の活躍推進のための提言 〔直面する課題と抜本的解決に向けた具体的方策〕 1. 女性の活躍推進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等 (1) 企業に対する助成金制度による支援等の充実 助成金制度や税制上の措置の活用を通じ、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業を支援する。
		政策体系における政策目的の位置付け	〔仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置〕 基本目標 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることを等を可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標 - 1 男女労働者の均等な待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること 施策中目標 - 1 - 1 男女労働者の均等な待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均等待遇等を推進すること。
		達成目標及び測定指標	〔租税特別措置等により達成しようとする目標〕 〔仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置〕 次世代法認定マーク(くるみん)取得企業数を平成25年6月末1588社から2000社(平成26年度末)に引き上げる。

			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 次世代法認定マーク(くるみん)取得企業数
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 -
8	有効性等	適用数等	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 割増償却の適用件数 平成 23 年度:18 件(連結法人含む) 資料出所:財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」
		減収額	【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 割増償却の適用額 平成 23 年度:2,208,136 千円 資料出所:財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」
		効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 (分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日) 割増償却制度により、保育所を含む建物を取得、新築・増改築した場合に、割増償却を可能にし、くるみん取得を促進する。また、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対し、税制上の優遇措置を講じることで、両立支援による経済的な負担を軽減し、くるみん取得を促進する。 これにより、企業における働き続けながら子育てしやすい環境整備が促進される。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 平成 26 年度末までに、次世代法認定マーク取得数を 2000 社にすることを掲げているが、平成 25 年 6 月時点では 1588 社であり、上述した税制上の優遇措置の効果により、2000 社が達成されと考えられる。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 【仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置】 (分析対象期間:平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日) くるみん取得についてのインセンティブが失われ、くるみん取得が増加しないと考えられ、女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援を促進する社会的取組が後退し、今後の日本経済の活性化が損なわれるおそれがある。

			〔税収減を是認するような効果の有無〕 〔仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置〕 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブについては、「経済財政運営と改革の基本方針」や「日本再興戦略」等に記載されており、政府全体として取り組むべき喫緊の課題である。本税制優遇措置によりくるみん取得を促進することで、働き続けながら子育てしやすい環境が整備されることで女性の継続就業率が増加し、「日本再興戦略」等で提言されている女性の活躍が推進されることで、日本経済の活性化につながる。
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	〔仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置〕 くるみん認定制度は、特定の取組の促進を目的としたものではなく、企業の実情に応じた両立支援の取組を促進させるものであり（例えば、一般事業主行動計画に盛り込まれた両立支援に係る取組の達成、育児休業の取組、所定外労働の制限に関する制度の整備など）、その取組内容は次世代法によって強制的に決められるものではないため、特定の事業を促進させる補助金や規制ではなく、税制上の優遇措置によって、自主的な取組を促進させることが有効である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	〔仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置〕 育児・介護休業法には育児休業を取得する権利が想定されているが、実際の育児休業取得率は、女性83.6%、男性1.89%であり、くるみんの取得により、さらなる普及啓発を行う必要がある。
		地方公共団体が協力する相当性	〔仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置〕 次世代法第7条においては、地方公共団体は次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされている。
10	有識者の見解		〔仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置〕 -
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		〔仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置〕 -